

## 令和5年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

### ■日時：

令和5年7月24日（月）9時30分～12時00分

### ■場所：

草津市役所 5階 502会議室

### ■出席委員：

栗田委員、松島委員、大谷委員、中島委員、吉村委員、呉橋委員、太田委員、  
元島委員、夏原委員、山本委員、中島委員、中司委員

### ■欠席委員：

福谷委員、中瀬委員、牧委員

### ■事務局：

健康福祉部	永池部長、江南副部長
障害福祉課	藤崎課長、木野課長補佐、國松課長補佐、田中主査、山元主査
発達支援センター	田附所長、倉田所長補佐

### ■傍聴者：

なし

## 1 開会

---

### 【永池健康福祉部長】

おはようございます。

健康福祉部長の永池と申します。

委員の皆様におかれましては本審議会委員に御就任と、本日、御出席をいただき大変ありがとうございます。

本市では平成30年に第2次障害者計画を策定しております。

令和3年には障害福祉計画を数値目標等の計画で3年に1回の見直しを実施したところでございます。

これらの計画は、いずれも令和5年度で終期を迎えて令和6年度以降に新たな障害者計画と障害福祉計画を定めようとするものです。

特に障害者計画は平成30年から、ほぼ6年経過し、その間の障害者施策は大きく変わっています。

コロナ禍で東京オリンピックが開催され、それぞれの施策に応じて法律等の整備がなされてきました。

その内容の多くは事業所側の施策を推進するような法律であろうかと思えます。

読書バリアフリー法、情報アクセシビリティ法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、来年度からは、障害者差別解消法に基づき、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化も始まり、もう少し踏み込んだ障害者への理解、事業の展開がなされると思えます。

その動向等も踏まえながら、市として市民の皆様方が安心できる施策を組み、私どもも計画を定めていきたいと思っていますので、皆様方から各般各専門の分野において忌憚のない御意見を願います。

簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

**【事務局】**

本日は15名中12名の委員が出席しており審議会が成立していることを報告いたします。

規則に基づきまして審議会の進行を会長にお願いします。

**2 議事**

---

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

**(1) 草津市障害者施策推進審議会の位置づけについて**

**【事務局】**

<資料1、資料2、資料3に基づいて説明>

**【委員】**

3点質問させていただきたい。

1つ目に、構成委員について、視覚障害者や肢体不自由等の団体は参加いただいているが、聴覚障害者の団体が入っていない経緯について教えてほしい。

2つ目に、施策8の市営住宅運営事業について、車椅子利用者向け住居がどれだけ確保されているのか回答いただきたい。

3つ目に、資料3の中で施設から地域生活への移行にあたっては、なかなか現実的には難しいと感じている。

家での生活が困難になってグループホームの入所等というケースもあるかと思うが、受け皿もまだまだ必要な状況だと思う。

取り組みをしているのは理解しているが、地域で私も含めて理解を深める必要がある。

個人、地域としてどのようにすれば良いか、こんなやり方があるというアドバイス、意見をいただければと思う。

**【事務局】**

1番目についてお調べした後に返答いたします。

2番目の市営住宅の居室数についても住宅課に確認の後、返答いたします。

3番目の地域移行について、グループホーム等も草津市に増えてきています。

障害の特性や障害者個人の性格などでマッチングができずグループホームを選ばないということもあり、そのずれの解消も必要と思っております。

人材育成については、草津市でも強度行動障害支援者養成研修に、日当分としてお金を支給して支援しているところです。

一緒に生活するための具体的案は、小さな積み重ねを合せて大きな政策につなげようと思っております。

今後は関係団体とのヒアリングも控えており、実情の把握を行いたいと考えております。

**【会長】**

評価のところは利用者が無かったからで終わるのではなく、方法も含めて利用がなかった理由も検討しながら評価いただきたい。

**(2) 障害者福祉の動向およびアンケート調査の結果について**

**【事務局】**

<資料4に基づいて説明>

**【委員】**

アンケートの結果、成年後見制度について知らない人がいる。

私が所属する会の役員でも制度の使いやすさに疑問がある。

中途半端に学習会を計画して誤解されるよりも、政策、制度が整ってから進めていきたいと思っている。

正しく知ってもらうために、メリットデメリット等が説明できる方に来ていただいたほうが良いのかどうかを悩んでいるが、成年後見制度について草津市からして欲しい事があれば教えていただきたい。

**【事務局】**

成年後見制度につきましては、湖南圏域4市で中核機関をつくり、NPO法人もだまに対応していただいています。

成年後見制度はアンケートにも出ている通り、以前から周知等はしているものの周知力が弱いところが課題です。

もだまが中心となり草津市と湖南圏域4市で、圏域ないし草津市の課題を検証、検討しており、最近では事業所にアンケート等をとっているところです。

今後、アンケート結果を集約した中で、成年後見制度に対して課題と取り組みを見出していく段階であり、家族会等にも御協力をお願いします。

また、家族会で研修等を行いたい場合は、もだま等々、紹介しますのでお声かけ下さい。

**【委員】**

過去には何度か、もだまにも参加いただいて成年後見制度の学習会をしている。

国の動きがあり成年後見制度の法律的な部分も変化していると聞いているので、私が所属する会ではどういった動きになるのか、動きが確定した後に自信をもって学習会の計画が立てられる時期に計画しようと思うので、障害福祉課にも協力をお願いしたい。

**【会長】**

制度も次々に変わっていくので、タイミングも含めて連絡できるようお願いします。

**【委員】**

災害時支援について、今の時点で災害が起きた場合は名簿を生かして何をしてくださるのかという疑問がある。

草津市でも地域の中で高齢化が進んでおり、たくさんの方が災害時の対応者に入っていると思うが、地震が起こった時に将来、助け合う事がほとんどできないのではないかと感じている。

働きに出たりしていて、どうする事も出来ない状況があり、町内会長をはじめ町内で方法を相談しているが、避難計画で作成された名簿を市でどのように活用していただけるのか、どう対応してくれるかを聞かせて欲しい。

**【事務局】**

個別避難計画の今後の進め方ですが、危機管理課から試験的に緊急度の高い人の個別避難計画策定の同意の照会をかけているところです。

障害分野にも対象者が数名いたかと思いますが、同意を得てから市の福祉関係者で災害時の個人の避難計画や必要な支援を詰めていき、速やかに対応し取り残されることがないよう協議を進めているところです。

今年度は試験的ですが、今後も広げていくと聞いております。

詳細が分かり次第、周知できると思います。

**【委員】**

障害の方や高齢者の方に心配がないよう、施策の取り組みを早急に進めていただきたい。

**【委員】**

避難に関して避難場所で受けられる支援と、そこで避難生活を送れるのかどうかの具体的な内容は提示されているのか。

**【事務局】**

障害者や高齢者で一時避難所に避難が出来ない方は別途、一時避難所から福祉避難所を案内することになります。

避難後、入院が必要であればそこから案内する流れになっています。

協定を締結している福祉避難所は事業所で受け入れていただくこととなりますが、2年前のアンケートで食料の備蓄や発電機の状態を確認しているものの、滋賀県全体で災害が少ないこともあり施設毎に状況がバラバラです。

定期的な確認と、必要なものの備蓄を呼びかけたいと思います。

**【委員】**

市民が安心して避難生活を送れるように具体的な支援の提示をよろしくをお願いします。

**【委員】**

資料1の障害者福祉の動向の最後の方に障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするために、多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要と書かれているが、実際に福祉分野と教育分野で、ニーズに応じた障害児への支援に学校教育がどのくらい携わっているのか。

今後の方向性として教育と福祉の連携を図っていく考えがあれば聞かせていただきたい。

**【事務局】**

相談支援は通級指導教室に在籍していた教員を1名、発達支援センターに福祉部局で配置し、地域の小中学校の教職員、保護者に特別支援教育への相談助言をしています。

まず、学校でどのように過ごしていくのが第一の支援になりますが、不登校も増加している状況で、なかなか学校に行きづらい方には学校長の判断でフリースクールや放課後デイサービスを許可している状況です。

その他、今後必要になってくる具体的な内容は児童生徒支援課との定期的な会議で考えていきたいと思っております。

**【委員】**

草津市の教育委員会の事務局の児童生徒支援課で、私たち知的障害者の会には教育支援員として、1人推薦をお願いしますと言っていただいて、助言者として就学相談メンバーに加わっている。

私たちの意見を審議会でも多く反映してくれている事もあり、草津市として子ども一人一人のニーズに合った学校選びに一生懸命な印象である。

アンケートで心配されている部分もあると思うが、私は就学支援委員会の委員として草津市が頑張っていると受けとめている。

**【会長】**

個人的なことになりますが参考に聞いていただきたい。

ある市町村の、ある大学の教育関係の先生に教育と福祉の関連を含めた福祉制度を尋ねたところ全く知らないという時代があった。

今はその垣根を越えていくことで、特に重層的支援という地域での包括の支援を国が充実させようとしている。

その時に大事なことは行政と住民も一緒になって縦割りを超えていく必要がある。

全国的に草津市は防災が進んでいて、例えば毎月17日の防災おにぎりデーに結構な人数が集まっている。

防災の関係については滋賀県、特に草津市は進んでいるので訓練の機会に連絡調整して活用しなくては勿体ないと思う。

防災、福祉、教育から集まり、要援護者への実際の支援の対応を現場で詳細に話し合いができる。

そこに行政の方も入れば担当外の課のことが住民を通して分かることもある。

成年後見のことも防災と一緒にしてしまえば、高齢者に伝わりやすくなるし、色々なものを合わせる仕組みを日々の中に入れていくように皆さん方も考えていただけると非常に良いと思う。

### (3) 第3次草津市障害車計画および第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の策定方針について

#### 【事務局】

先ほど、委員の質問にございました、市営住宅の居室について、市営住宅全体が453あるうちの18居室が車椅子対応ということで確認しております。

#### 【事務局】

<資料5、資料6、資料7に基づいて説明>

#### 【委員】

相談支援体制の充実強化等というところがあるが、紹介者の方がまず話を聞いてもらいたいというところで、すぐに相談が出来なかったり、別のところに行つて欲しいと言われることの繰り返しで、結局そこに行きつかないのが現状である。

結果的に人材が不足していて対応できず、相談も長時間かかってから本題に入るということの繰り返しなので、どの程度、相談機関を増やしているのか具体的な数字での考えを示してほしい。

#### 【事務局】

相談の話は以前から課題に挙がっていて、資料6の第2次草津市障害者計画体系の目標3の施策6、重点的取り組みで、基幹相談支援センターの設置という目標を掲げて動いているところです。

今年度から基幹相談支援センターを設置しました。

基幹相談支援センターというのは計画相談事業所には対応が難しい多岐にわたった相談等があった場合に、第三者的な指南役となる相談事業所です。

本人と保護者と計画相談事業所に、今後、よりよい支援をしていくための指南役という存在で運営していく形をとっており、今年からセンター化することによって機能していけば、多岐にわたる相談等についても対応がしていけると考えます。

センターは個々の相談事業所のバックアップや研修等しながら、相談スキルもレベルアップしていく機能を備えていることから、この機能に期待して、今後、センターの充実に力を入れていきたいと考えております。

#### 【委員】

早急に柔軟に対応できる体制を構築していただきたい。

**【会長】**

言葉は悪いが、たらいまわしのようにになっている情報を吸い上げて、避難の場合も含めて研修できる事と、今の時点で対応を考えて行かなければならない。

もちろん相談員はすべて1人で対応できないので、他の相談所に回る事もあるが、回される側の気持ちや大変さを考えず単純に分かりません、次に行ってくださいでは、対応にならない。

自分たちで対応できないときの紹介の仕方を研修に入れた方が良いと思う。

**【委員】**

基幹支援相談センターはいつから開始されるのか。

**【事務局】**

基幹相談支援センターは今年度4月1日から設置しています。

**【委員】**

どこに設置しているのか。

**【事務局】**

障害者福祉センターに設置しています。

たらいまわしに歯止めをかけるために、専門の経験や相談の経験年数が長い方を2名、配置して多岐にわたる相談支援ができるよう、過去の経験等を活かした指南をしていただきたいと考えております。

**【委員】**

基幹相談支援センターが出来た事で改善されたのかもしれないが、これまでは相談してから動いてもらえるまで時間がかかった。

仕事上、色々な相談支援事業所につなぐ事があるが、市の障害福祉課でA型作業所に通いたいと相談したら、ほっとココに相談してほしいという話になったケースがある。

ほっとココに連絡をしたら、手が一杯だという話で、ほっとココが動くまで1ヶ月半かかったこともあり、その間、全然連絡が無いということで、電話をつないだ私にかかってきたこともあった。

同じケースは1件だけではなく、忙しくて人が足りないことや、相談内容が濃い事もあると思うが全く機能していないと市民も思っており、早急に改善して頂きたい。

動いてもらえない事で本人の就労意欲が失われていることもあるので、タイムリーに機能して欲しい。

**【事務局】**

以前から、御指摘いただいた課題については市の方にも、保護者の方や他事業者の方からも話をいただき、市が一緒になって動いた事もありました。

基幹相談支援センターの設置で、市に相談が来た場合には基幹相談センターに相談しながら、スムーズに解決する相談事業所を割り振ればスムーズな対応ができると考えております。

こういった整理をしていく機能もセンターで担うように市から委託しています。

方が一、相談事業者の動きが悪い場合にはセンターがバックアップしていく体制を築いていくことも考えていますが、4月にセンターを設置したこともあり、今後は行政も一緒になり利用者等に迷惑がかからない体制を構築していけたらと思っています。

**【委員】**

動きが遅い場合はどこに相談したらよいか。

**【事務局】**

まずは相談事業所の相談員か、その相談事業所の管理者に連絡をしてもらえたらと思いますが、難しい場合は基幹相談支援センター、福祉センターになります。

あとは市の方にも連絡していただければ、センターと一緒に対応させてもらいますが、どうしても、受託事業者が動いてくれない場合には、バックアップ機能を担うというのもセンターの機能のひとつとして想定しています。

**【委員】**

保健師の退職が多くなったと聞いている。

精神障害の人の専門的な相談支援をしていた保健師が退職し、次からほっとココにつながれたという相談があったが、ほっとココの相談員スキルと保健師のスキルでは資格も役割も違うので、保健師が担っている部分は次からも保健師が受け継いでもらった方が市民も安心すると思う。

**【事務局】**

引き継ぎについては、精神の対応ができる相談員もいますし、市から委託者の野洲にある風さんという精神の相談事業者等々につなぐ、あるいは市内にも精神の相談事業所がありますので専門特化した事業者につなぐのが本来の流れだと思います。

その調整役については基幹相談支援センターで調整していく形で考えております。

今回の個別事例の経緯は詳細がわからないので、明確に答えは難しいですが、以前からも調整に関してや、なぜここに繋がったのかという話を個々に聞くことはありますので、今年度から設置した基幹相談支援センターと行政で調整していった上で、よりよい相談ができるようなつなぎをしていけたらと考えています。

**【委員】**

「たらいまわしにされた。」、「自分自身を大切にしてもらえなかった。」、「いい加減な対応をされた。」という話を多く聞く。

同じ人が継続して支援するのは難しく、引継ぎ時に次につなぐ丁寧な対応をして頂けたら受け取る側の意識が変わると思う。

**【会長】**

今の点については課内で確認の上で今後の事を考えていただき、基幹相談支援センターにも伝えていただきたい。

さきほど事務局の説明があったように自分たちのところに相談に出したものが資料7の成果指標の6番の相談支援体制の充実強化等に、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等というのが新規で入ってきている。

どの協議会になるかは分からないが、今後も事例を挙げて頂き協議会で積極的に発言をして頂きたいと思う。

**【委員】**

3年ぶりにこの会議に戻ったが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築がようやく会議に上がるようになったことをうれしく思っており、この会議の内容が主体的に反映されるように願っている。

国の基本指針の中で成果目標に精神障害者の病床から退院後1年以内における生活日数や、早期退院率3ヶ月ぐらいとその指標が書かれているが、数字では一見、成果があったよ

うに思うこともあるものの、家族会で面会をしていると入院されている方の家族から、合った薬がまだ見つかっていないのに3年3ヶ月という事で出されてしまったなど、病状が落ち着いてない状態を家族が一身に受けとめて、例会にも出られないということもある。

数値的な成果のしわ寄せを受けるのがすべて家族であり、相談もなかなか繋がらないとなれば、家族が諦めを持ち、自分たちでやるしかなくなっているのも事実である。

家族会も毎年、要望書を出しており、精神障害にも対応した地域包括システムの構築が挙げられた時には私たちも期待したものの、何年も経ってシステムが良くなってきた、繋がりが良くなってきたという実感はない。

具体的な要望として行政と医療と福祉関係者による協議の場を持って欲しい。

家族が、それぞれに訴えても聞くだけで繋がっていかないのでは、いつまでたってもシステムはよくなるまい。

市で精神障害者に対応した地域包括システムの担当者をつけて、問題の把握と解決に必要な事を統括的に見ていかなければ、単発的では変わっていかないと思うが、検討していただきたいと思う。

#### 【事務局】

何年も前の報酬改定から精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムは国も力を入れるべきと話が上がっています。

行政医療機関、支援者等々が集まる会議では県が音頭をとって会議をしているが、うまく連携が図れないという課題はあります。

草津市としては昨年、試験的に草津市独自で精神の病院に訪問して医療から見た福祉についての不明点、課題、福祉から見た医療についての課題と不透明な点の情報交換を行いました。

今年度から市は県と一緒に、情報収集を発展させる方法を話したいと考えていますが、精神病院等の数が少ない事から圏域で協議する事になります。

圏域を巻き込んでより良いよりケアシステムが構築できるように進めていきたいと考えており、障害福祉課にも担当を一名つけています。

今後の包括ケアシステムがより良くなるよう、引き続き検討していきたいと考えております。

#### 【委員】

相談員の担当人数はどのくらいいるのか。

#### 【事務局】

相談支援事業所を回って確認したところ、少ない方で30名前後、多い方で80名前後と聞いています。

#### 【委員】

平均して30以上は持っている。

相談員のスキルを上げるのが大事で、件数とタイプで相談できる、できないことがあるということだが、できないというのは相談員として、どうかと考えている。

もっとスキルを上げて、誰が来ても後追いの観察もできる体制にしていくべきではないかと思うが、30人の相談は大変だろうと考えており、少し人数を減らしたら良いと思う。

#### 【事務局】

滋賀県でも相談員の育成研修等はされていますが、過去からの経験則からそれだけでは不十分と思う部分があります。

草津市では基幹相談支援センターの経験のある相談員が中心となり各相談事業所に向け



て何度も研修の企画をしています。

実際に行政も基幹相談支援センターと一緒に相談事業所へ一緒に訪問して、実情を吸い上げて、相談の課題等を抽出した上で行政と基幹と一緒に草津市の相談体制を検討していきたいと考えており、引き続き御意見を申し上げます。

**【委員】**

資料7の8番。

日常生活を支えるサービスの確保等の中のグループホームの整備等の促進を具体的に説明していただきたい。

先週、私たちは滋賀県の知的障害者相談員研修でグループホームの現状と課題をグローバルに情報を公開していただいて勉強をした。

草津市でも株式会社や社会福祉法人の事業所がグループホームを増やされており、家族としては、不安を抱えているグループホームもある状況なので、草津市の対策や今後の整備について、考えがあるようであれば教えていただきたい。

**【事務局】**

草津市としてはグループホームの家賃に対する補助、設置の補助はしています。

開発許可が出てきた場合には強度行動障害の方の受け入れの検討を要請していますが、民間の事業計画の中で、されているところもありますのでお願いになります

**【委員】**

できるものなら、不安のあるグループホームは阻止してもらいたい案件もある。

草津市として条件に達していなければ駄目とは言えないと思うが、建ってしまってから入居させて、後悔している方もいる現状についても、理解していただいていると思う。

足踏み状態で何もできていない状況なので何とか対策していきたいと思っており、市も私たち家族会に寄り添って一緒に対策をして欲しいと思っている。

**【委員】**

入所してから困ることや、入院生活に関しても精神病院は特例があり、看護師が少なく人手不足から管理的に生活を強いられて調子を崩すこともある。

人権的なことや、虐待に繋がるようなことも出せるところがない。

それを出して改善されるようになれば、良い形になると思うが、なかなか難しいと考えている。

**【事務局】**

虐待のことは障害福祉課が虐待防止センターとして位置付けています。

障害者虐待の疑いが少しでもある場合は、すぐに障害福祉課に連絡してください。

事業所指定については滋賀県が事業所指定はしているものの、市に連絡をいただいた場合は県と連携しながら対応します。

内容によっては、過去には一緒に事業所訪問や事業所指導を行った事例がありますので、連絡をいただければと思います。

**【会長】**

草津市は福祉施設の設置は設置委員会で検討しているのか。

**【事務局】**

社会福祉法人等設置審議会の会議では、その法人の選定や内容の審査をしています。

**【会長】**

審査があるならば、なぜ設置してから後に現状の様な事が起きているのか。

設置の基準は難しいところがあり、私がいた時も設置の基準自体が時代に合っていないくて少し変えたこともある。

今の意見をもとに変えられるものがないか委員会の方に、審議会からという形で提案して頂けたらと思う。

もちろん虐待等については通告義務もあるし、人の考え方を含めて施設の改善は本当に時間のかかる事である。

私が昔、通っていたある施設でも最初のころは大変であったが、最後になると自分たちで積極的に花を植えて綺麗にしていこうとするなど、良い方向に変わっていた。

指導しながら利用者と職員も互いが施設で楽しく変えていけることもある、施設も困っていると思うので基幹相談支援センターと相談して考えていただきたい。

**【委員】**

資料6、就労支援と雇用環境整備の促進、草津市としては障害者の雇用率が達成されているのか。

**【事務局】**

市役所としては資料2のPDCA、目標4の施策17の職員課の職員採用事業に職員の雇用率が載っておりまして、草津市の雇用率は2.51であり、達成に至っていないものがございます。

**【委員】**

雇用率が足りなかった年もあったので市役所としては計画的に達成させるような目標を持っていただきたいと思う。

障害者が仕事を探すのに、事業所や就労支援サポートセンターに相談するのが多いと思うが、障害特性の理解と支援が出来ていないのが目立つ。

助成金、ジョブコーチ、支援に知識が無いように見受けられるし、計画策定する中で市役所の中でも障害に関する勉強をして欲しい。

就労の定着を見据えた支援がされていないようにも感じるし、人とくらしのサポートセンターも早く生活保護の廃止をというの分かるが、障害特性に合った、本人の希望を尊重すべきであるのに、就業後の収入で生活保護が打ち切れることを全面的に出した支援が目立つことに驚いている。

障害者を尊重した支援が出来る研修をしていただきたい、また、就労に関しても市役所が連携して障害特性を大切にしたい。

**【事務局】**

職員の研修の際に障害者のサービスや現状の研修をしているほか、全職員に対して定期的に人権研修をするようになっております。

そこで障害の特性の話も取り上げるように働きかけることができますと思います。

**【委員】**

支援だけではなく、障害者との接点や、支援に入っかかりがあるところに研修して障害特性を尊重していただけたらと思う。

**【委員】**

福祉教育の充実という文言は毎年、上がっている。

私は前年に教育委員会を巻き込んでもう少し具体的にしてくれるように希望したのだが、

今年も充実の言葉で終わっていることから、具体的な方策をとって欲しい。

障害者が悩むと市が設置した支援センターのどちらかにというように言われているが、私は、まちづくりセンターなどで、障害者同士が集まって話をするサロンのものをつくれないかと考えている。

そうすれば、相談員に相談しなくても障害者同士の話の中で解決できるものもあると思う。

私も視覚障害者で難病の網膜色素変性症という失明状態であるが、45歳まで車を運転していた。

大阪で毎月1回、相談ではなくサロンのものをしており、網膜色素変性症になったら夜盲症になり視野が狭くなり、最終的には失明する恐れがあるという診断しかされない。

3万人から5万人ぐらいと言われているが、随分と悩んでいる人もおり、失明という相談で多い時には5、60名が集まる。

医者から病気と診断された悩みを我々仲間で解決するようにしており、月に1回または2回、まちづくりセンターなどで、障害者同士のサロンを作ったら相談員の世話にならなくても、ある程度、悩みが解消できるものもあると思う。

#### 【事務局】

障害者のサロンの事をしている市民センターはなかったかと思いますが、障害者福祉センターではサロン活動をしています。

少し違うとは思いますが、孤立化の関係で年に4回ほどサロンの集まりをしています。

#### 【委員】

私たちのサロンは各自40名ほど集まったら食事しながら最近の事を話し合っ、葉などの情報を集めて、その中で出てきた悩みを話し合っ解決する。

若い女性が医者の診断で将来失明だと悩んで泣いていたが、サロンに集まっている人が同じ経験があるけれど笑ってすごしている事を話し、その女性は笑って帰って行った。

他の障害者同士も話し合えば何か見つけられると思う。

相談センター或いは基幹相談支援センターでなければ、解決できないという条件のもとで支援する今の形が不思議に見えて仕方がない。

#### 【委員】

当事者の会でサロンは開いているが、そこでは解決できないことがある。

事業所との関係は自分の子供が世話になっているイメージがあり親同士では内輪での悩みごと相談会のような事しかできない。

それを行政に伝えることで、事業所で誰が言ったのかを気にして自分の子供に何か返ってくるのではないかという不安から、不満を言えない人もいる。

事業所に上手く具合をわかってもらい、解決するにはどうしたらよいかは、家族会だけでは解決できない部分なので行政に助けてもらいたいと思う。

私は孤立化防止の委員をしているが、民生委員や地域包括と一緒に障害のことについて知ってもらいたいという思いで、年間4回サロンを実施しているほか、家族会と当事者だけの繋がりサロンも1回している。

訪問活動も当事者の家族が訪問して寄り添っていくような形もっており、市としても頑張っているが通じてない事業所がある問題について一緒に考えていきたいと思っている。

#### 【会長】

サロンに住民が来て、行政、センターそれぞれに役割はある。

例えば認知症カフェは国で説明して行政が中心になっていくし、がんサロンは民間から始まった。

サロンごとに形態があり、専門家を入れた方がいいのか入れない方がいいのか、サロンのあり方も考えていくことは大事である。

サロンから出てきた意見をつなぐシステムを、予算も含め、住み分けを考えていければと思う。

以上で議事を終わらせていただくので、この後は、事務局から願います。

#### **【事務局】**

予定しておりました議事につきまして、御審議を賜りまして、ありがとうございました。

本日いただきました委員の皆様方の御意見を踏まえて、計画の策定、今後の各施策の実施、評価に取り組んでまいりたいと考えております。

貴重な御意見ありがとうございました。

次回の審議会を開催予定をご連絡いたします。

今回は、9月下旬に計画素案について御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上で審議会を終了させていただきます。

本日は、お疲れさまでした。